

東電の〈破綻処理〉は やはり必要だ

2020年4月25日 筒井哲郎

1. 行き過ぎた政府の原発擁護政策

1980年代、日本の半導体産業が世界の50%を占めた、日本の自動車故障しないのは「カイゼン」が生産システムの血肉になっているからだ、日本にはMETI（通産省、現在の経済産業省）を中心とする護送船団方式があるからだ、などと注目を集めていた時代があった。その後、世界経済の主流はモノ作りからサービス業へ、通信産業へと転換していったが、日本の産業界は、経産省や国土交通省を中心とする縁故資本主義（Crony Capitalism）の利権集団として固化してしまい、産業構造の転換はすっかり世界の潮流から遅れてしまった。

何から何まで経産省や国交省が事細かに指図し、自ら事業主体として資金注入することまで行っている。たとえば、液晶産業を支えるためにジャパン・ディスプレイ（JDI）を作って資金注入をしたり、半導体産業を支えるためにエルピーダ・メモリを作って資金注入の果てに破たんしたり、という成り行きを繰り返している。これらは世界の商品市場での競争にさらされているので、優劣が短期間に判定されているが、国内のインフラ建設では市場の競争が政府の裁量に妨げられて、既存の業界の利権がいつまでも守られている。高速道路などのインフラ建設や電力業界の発電システムなどである。

発電システムでは、技術上の新しい競合システムとして、再生可能エネルギーシステムが現れ、経済的にはすでに原発より優れていることが明らかになっている。しかし、原発を資産とする電力会社は、それを償却して新しい発電システムを導入するよりは、短期的な利害のために、1基あたり200億円の安全対策費をつぎ込んで、寿命60年間とする延長を追求している。ただしこれは、福島第一原発の事故処理費用を政府に肩代わりしてもらうことをそろばん勘定に入れての話である。

事故処理費用は、現在分かっているだけでも22兆円が必要であり、さらに見積額未定の加算されるべき費用がそれ以上になる見込みである。22兆円の内訳は、賠償費用8兆円、除染費用6兆円、事故処理費用8兆円である。東京電力を私企業と見なせば、これらの費用を賄うのは無理である。当然〈破綻処理〉すべきであった。だが、東電は生き残った。事故処理をする当事者が原発の冷温停止以前に消滅することは技術上の危険があると判断された。また、東電に多額の貸し付けをしている銀行業界を救済する意図があった。多額の出資額をゼロにしたい銀行団を政府が守る国家資本主義的決定がなされた。その結果、二つの弊害が目立つようになった。第1は、発送電分離が形式だけで、送電事業が実質的に電力会社から独立せず、既存電力会社が新規参入の再生エネルギー発電業者の系統接続を妨げていることである。第2に、東電が負担すべき原発事故の処理費用を再生エネルギー発電業者にも負担させる仕組みを政府が実施しつつあることである。第3に、原発事故の合理的な後始末期間は100年以上であるのに、非現実的な期間（30～40年間）を設定して、高放射線環境で稼働するロボット開発や、高被ばく環境下で働く大勢の非合法下請け労働者を動員していることである。さらに、専門技術面から見ても運転専門会社である東電が事故炉の後始末の管理を行うことが適当とはいえない状況がある。

この組織的な後始末体制と電力業界の発展に対する妨害行為を改めるには、事故状況がひとまず終

息し、かつ、コロナウイルス禍による経済収縮に伴う電力需要激減で発電需要の急変が見込まれる現在、本来の経営上・技術上の組織改革を行うべきである¹。

2. 原発を専門公社に集めて計画的廃炉を進める

現在の「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」(NDF)を改組して、〈原発廃炉公社〉(仮名)を設立し、福島第一原発および各電力会社の原発を集約し、事故処理用予算および福島第一以外の原発は廃炉積立金を添えて、その後の廃炉作業を担当させる。各電力会社は原発以外の発電設備を持ち、新規に市場参入する発電事業者と対等の立場で競争市場に参加する。

事故炉の処理は、既存の電力会社と建設に参加したエンジニアリング会社や建設会社のみならず、他業種の参入も得て、最も合理的な後始末および廃炉作業を計画しなおして実施する。

六ヶ所村および東海村の核燃料サイクル設備は廃止する。もんじゅおよびふげんも含めた核燃料サイクル施設の廃炉もこの公社が所掌する。

3. 除染と賠償の見直し

除染は、予算6兆円のうち、3兆円をすでに消費して汚染土壌を大量に集めて、中間貯蔵施設などに集積しつつある。これらの土壌は、30年後に他県へ搬出するという約束は実現不可能になっている。環境省はそれらの土壌を市中に土木作業用資材として、再利用するという方針である。そのために、減容化などの無駄な作業を重ねている。そのような作業を直ちに中止して、集めた土壌の移設や処理を現状で止めるべきである。

除染は、被災者たちの帰還促進のために行っていることであるが、浜通りの自治体は汚染レベルが高いまま高被ばく環境への帰還を強要し、それに従わない人々の生活支援も打ち切るという強制手段を取っている。そのような政策をとっても、被災者の過半数は帰還していない。子ども被災者支援法が定めるように、他の居住地を選択する自由を保証し、そのような選択肢を選んだ被災者たちには新しい場所での生活設計ができるような原資を賠償金として支払う必要がある。現状は、加害者である東電が賠償額の査定をするという、きわめて不公正な制度設計を行っている。これを根本的に改めて、ADRセンターなどが中心になって賠償額の支払いを行うべきである。

現在被災者たちが、避難先で新たな生活設計ができないのは、避難中の生活費だけしか賠償の名目で支払われていないからである。新たな場所での生活再建に充てるべき費用を除染作業につき込んでしまっ、被災者に渡さない政府の方針があるからである。その上で、被災者には帰還して、劣悪な生活環境を忍従して受け入れるように強要している。それは人権を無視する行為である²。

過去9年間、原則論を避けて、とりあえずの便法を採用し続けてきた結果、事態はますますごまかしの積み重ねになってきた。改めて、本筋を通した社会政策を実行する必要がある。

¹ 菅元首相も最近の談話で、「電力会社は、膨大な送電網を売却して廃炉費用や賠償費用に充て、分離後は原発のない発電事業者になる」ことを提唱しておられる。『毎日新聞』2020年3月5日

² 菅野哲『〈全村避難〉を生きる』言叢社、2020年
「低質生活の強要」4-2項『原発の町』その45